

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 31 日区長決定

改正 令和 3 年 3 月 31 日決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区コミュニティバスを運行する事業者に対し補助金を交付することにより、板橋区コミュニティバスの円滑な運行及び板橋区内の公共交通サービスの向上を図ることを目的に、板橋区コミュニティバス運行事業（以下「コミュニティバス事業」という。）に関する補助金の申請、交付その他の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第 2 条 この要綱に定めがあるものを除き、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 42 年 3 月 31 日 東京都板橋区規則第 3 号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱による補助金の交付が受けられることができる者(以下「補助事業者」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 4 条第 1 項の許可を受けた者であって、板橋区(以下「区」という。)と板橋区コミュニティバスの運行に関する協定書を締結した事業者とする。

(補助対象経費及び交付額)

第 4 条 この要綱による補助金の交付の対象になる経費(以下「補助対象経費」という。)は、運行に要する経費、車両購入費等に要する経費及びバス停留所設置等に要する経費とする。

2 運行に要する経費は、次に掲げるものに要する経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 車両税金類
- (3) 保険料
- (4) 燃料油脂費
- (5) 修繕費
- (6) その他区長が必要であると認めた経費

3 車両購入費等に要する経費は、次に掲げるものに要する経費のうち 5 年間の定額法による減価償却費とする。

- (1) 車両購入費
- (2) 装備の取付け、その他内装に係る改造

4 バス停留所設置等に要する経費は、次に掲げるものに要する経費とする。

- (1) バス停留所の標識の経費
- (2) バス停留所の設置、移設、撤去に伴う付帯工事
- (3) 既存のバス停留所の改修に伴う経費

5 この要綱による補助金の交付の額は、運行に要する経費から次に掲げる運行事業収入及び他の補助金の交付額を減じたものに、バス停留所設置等に要する経費及び車両購入費等に要する経費を加えたものとし、区の予算の範囲においてその交付の額を決定する。

- (1) 乗車賃、乗車回数券、定期券等の運賃収入
- (2) 東京都シルバーパス利用に係る補助金等の各種補助金収入
- (3) 広告料収入
- (4) その他コミュニティバス事業に付帯する収入

6 前項の場合において、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

7 この要綱による補助金は、路線ごとに算定するものとする。

8 年度の途中でコミュニティバス事業を開始、変更又は終了する場合の第2項及び第3項に係る経費については、日割りにより算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、当該年度の10月31日までに、区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により交付を決定する場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、前条の規定による申請を行なった補助事業者と協議のうえ、当該申請に係る補助対象事業の内容について修正を求めることができる。

(補助金の交付条件)

第7条 補助事業者は、受益と負担の公平性を確保する観点に基づき、第5条の申請日現在、法人住民税を滞納していないこととする。

2 前項のほか、区長は、前条の補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第8条 補助事業者は、第6条の補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付した条件に異議があるときは、当該決定があった日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(変更交付申請等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち、区長が認める軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更交付決定及び通知)

第 10 条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金変更承認通知書(別記様式第 4 号)により補助事業者に通知するものとする。

2 第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定は、前項の規定により補助対象事業の内容の変更を承認する場合について準用する。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助金実績報告書(別記様式第 6 号)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 12 条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記様式第 7 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する通知を受けた日以後に補助金交付請求書(別記様式第 8 号)により、区長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 区長は、前条の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められたとき。
- (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(別記様式第 9 号)により当該事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書(別記様式第 10 号)によりその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第 18 条 区長は、補助事業者が前条の規定による区長の承認を受けて財産を処分した場合において、当該処分により収入があったときは、当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産の管理義務)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に関する書類を、当該会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

板 橋 区 長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付申請書

板橋区コミュニティバス運行事業を次のとおり実施いたしますので、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助金交付申請額 _____ 円
- 3 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類 (1) 運行計画書
 (2) 運行経路図
 (3) 運行予定表
 (4) 収支計画書
 (5) 運行経費内訳書
 (6) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書
 (いずれも直近のもの)

様

板 橋 区 長

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区コミュニティバス運行事業補助金については、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助金交付の条件
 - (1) この補助金は、指定された事業以外に流用してはならない。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は中止し、若しくは廃止するときは、承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期日までに完了し難くなった場合又はこの補助事業の遂行が困難となった場合においては、理由を付して速やかに報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業実績報告書は、補助事業が完了した場合又廃止の承認を受けた場合は、別に定める期日までに提出しなければならない。
- 4 申請の撤回

この補助金の決定の内容又は補助条件に異議があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 4 日以内に申請の撤回をすることができる。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

板橋区長 あて

所在地

名称

代表者氏名

板橋区コミュニティバス運行事業補助金変更承認申請書

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金を変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助金交付決定金額 _____ 円
- 3 補助金変更交付申請額 _____ 円
- 4 変更を必要とする理由
- 5 添付書類 (1) 収支計画書
(2) 運行経費内訳書
(3) その他

様

板橋区長

板橋区コミュニティバス運行事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区コミュニティバス運行事業補助金については、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり変更承認することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助金交付決定金額 _____ 円
- 3 補助金変更承認決定金額 _____ 円
- 4 補助金交付の条件
 - (1) この補助金は、指定された事業以外に流用してはならない。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は中止し、若しくは廃止するときは、承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期日までに完了し難くなった場合又はこの補助事業の遂行が困難となった場合においては、理由を付して速やかに報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業実績報告書は、補助事業が完了した場合又廃止の承認を受けた場合は、別に定める期日までに提出しなければならない。
- 5 申請の撤回

この補助金の決定の内容又は補助条件に異議があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

年 月 日

板橋区長 あて

所在地

名称

代表者氏名

板橋区コミュニティバス運行事業補助金実績報告書

年 月 日付 板都都第 号をもって交付決定通知のあった板橋区コミュニティバス運行事業補助金について、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助金既交付決定額 _____ 円
- 4 決算金額 _____ 円
- 5 添付書類 (1) 事業実績報告書
(2) 事業決算書
(3) 経費内訳書
(4) その他

様

板橋区長

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付 板都都第 号をもって交付決定通知の
あった板橋区コミュニティバス運行事業補助金について、板橋区コミュニ
ティバス運行事業補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり補助金の額
を確定したので通知します。

補助金事業の実施に当たっては「板橋区補助金等交付規則」「板橋区コミュニ
ティバス運行事業補助金交付要綱」を遵守してください。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助金確定額 _____ 円

様式第 8 号（第 13 条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付請求書

年 月 日付 板都都第 号をもって交付決定のあつた板橋区コミュニティバス運行事業補助金について、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第 1 3 条に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 板橋区コミュニティバス運行事業
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助金請求金額 _____ 円

様式第9号（第15条関係）

板都都第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 板都都第 号により交付決定をした板橋区コミュニティバス運行事業に係る補助金については、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第15条に基づき、下記の理由により交付の決定の（全部・一部）を取り消します。

記

1 取消の理由

2 取消額 _____ 円

様

板 橋 区 長

板橋区コミュニティバス運行事業補助金返還命令書

年 月 日付 板都都第 号により取消しを通知した
板橋区コミュニティバス運行事業に係る補助金については、板橋区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第 16 条に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 _____ 円
- 2 返還期日 _____ 年 月 日